

漱玉館使用規則

【開館時間】

- 1 漱玉館の開館時間は午前 10 時から午後 9 時までとする。

【休館日】

漱玉館の休館日は次のとおり

- 1 1月 1日から 2日及び 12月 28日から 31日まで。

【利用】

- 1 青少年健全育成のために活動する剣道連盟所属団体、剣道教室クラブ、小、中、高等学校クラブ等の活動で利用することができる。
- 2 利用は 2 時間を 1 区分として利用する。
- 3 利用希望する団体は、伊藤青少年育成奨学会のホームページ内にある「武道場貸与事業」を開き、「予約状況カレンダー」の「武道場 1 を予約する」を開く。カレンダーが表示されるので希望の日時を見て、貸出状況を確認する。×であれば先約があり、○であれば予約可能。日時をクリックし必要事項を入力して予約の申込をする。当方が予約申込を確認したら、担当者が自身のメールアドレスを通知するので、「予約状況カレンダー」の上部に掲載されている「利用許可申請書」の「様式 0 1 漱玉館利用許可申請書」を開き、そこに記載する漱玉館使用規則及び遵守事項を了解した上で必要事項を記入し、担当者のメールに返信する。
- 4 当方は利用許可申請書の内容を審査した上で、利用が適当と認めるとときは、利用料金の請求と振込先をメールで通知する。
- 5 利用料金の請求があった日より 5 日以内に振込むこと。納付は原則振込み、手数料は利用者負担とする。
- 6 利用料金が納付されたのち、申請をした団体に対し、当方から漱玉館利用許可証及び漱玉館使用注意事項をメールする。
- 7 利用許可を受けた団体は、漱玉館の利用に関わる権利を譲渡又は、転貸してはならない。
- 8 利用許可申請に疑義がある場合は、利用許可後であっても利用許可を取り消す。
- 9 利用の当日は漱玉館利用許可証を持参し、10 分前までに受付を完了しなければならない。
- 10 利用許可証発行後の利用日時等の変更については、当奨学会にメールで許可を得なければならない。

1 1 既に受理した許可を利用団体が取消す場合は、早期にメールにて連絡すること。尚、料金は返金しない。次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 天災その他利用者の責任に帰することができない理由により利用が不能となったとき。

(2) 当奨学会がやむを得ないと認めた時。

【利用料金】

1 区分は2時間を1区分とする。

2 午前10時～12時、午後1時～3時、午後4時～6時、午後7時～9時を基本の区分とする。

3 1区分（2時間）の利用料金を1,000円（税込）とする。

4 全日利用の料金を4,000円（税込）とする。

5 団体の長期契約についてはその都度、当奨学会と決定する。

【遵守事項】

1 漱玉館の道場の立ち入りは素足（靴下可）のこと。

2 漱玉館の道場内においては防具袋、練習具などの持ち物を引きずったり、落とすように置くことは厳禁。手に持ち、床に降ろすときはていねいに置くこと。

3 漱玉館の道場内で飲食はしないこと。水分補給は道場の外（更衣室、及び外廊）で行うこと。またクーラーボックス等の道場への持ち込みは禁止。

4 漱玉館の道場内で机、椅子、その他の物を使用する場合は、道場床に直に置かず、タイルカーペットや毛氈を敷いて使用すること。写真撮影などの器具使用についても同様のこと。

5 試合場の区割りをするためなどに粘着テープ等を利用希望の場合は、道場管理責任者に相談をすること。

6 ホワイトボード、太鼓等キャスターの付いた物の移動は、ロックのオン・オフを確認すること。

7 タイルカーペットや毛氈、ホワイトボード等、道場備品の使用は道場管理責任者の許可を得ること。

8 道場使用後の清掃は、器具庫に備える「モップ・ホウキ・ちり取り」のみにて行うこと。

9 漱玉館内、周辺施設で喫煙をしないこと。

1 0 爆発物、可燃物、鉄砲刀剣類など危険物を持ち込まないこと。

1 1 商品の宣伝、展示、販売など営利目的の行為を行わないこと。

1 2 ペット類の持ち込みをしないこと。

【利用の制限】

- 1 当奨学会は次に掲げる者の入館を禁止、退館を命じ、出入り禁止とする。
 - (1) 酗釁している者。
 - (2) 騒音又は、大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をする者。
 - (3) 他人に危害を加えようとする者。
 - (4) 反社会勢力である者、もしくはそういった発言をした場合。
 - (5) 職員の指示に従わない者。
 - (6) 遵守事項を守らなかった者。
 - (7) 許可された利用時間を超えた利用がある場合。

【施設損傷の届出】

- 1 漱玉館の設備、備品、周辺施設を損傷した場合は直ちにその旨を嫩葉舎事務所へ届け出なければならない。
- 2 届出後は職員が確認するまでその場に待機しなくてはならない。

【損害賠償】

- 1 当奨学会は、自己の責任に帰するべき理由により、漱玉館の設備、備品、周辺施設を滅失し、又は損傷した者に対して、原状回復をし、それによって生じた損害賠償を請求することができる。

【利用当日】

- 1 利用の時間 10 分前に嫩葉舎事務所へ漱玉館利用許可書を提示すること。
- 2 漱玉館の開閉は嫩葉舎事務所で管理されるものとする。
- 3 利用できる設備、備品、周辺施設について職員と確認を行うものとする。
- 4 利用団体は、漱玉館及び設備、備品、周辺施設の利用を終えたときは、速やかに所定の場所に整理し、ごみを回収するなど、原状回復しなければならない。
- 5 責任者は、利用した設備、備品、周辺施設、窓開閉、クレンリネスを職員と共にチェックリストに基づき確認を行う。
- 7 不備があった場合はその場で原状回復を行うものとする。
- 8 原状回復が難しい場合は、損害賠償を請求する。

【設備利用】

- 1 師範室、シャワー室、更衣室・・・・無料（事前

漱玉館使用注意事項

道場正面神殿には、天照大神（アマテラスオオミカミ）、ならびに武道の神である経津主大神（フツヌシノオオカミ）と、武甕槌大神（タケミカヅチノオオカミ）が祀ってあります。

日々、道場に最初に入場する時と、最後に退場する時には神前に礼を行うこと。

皆さんが普段に使用されている一般体育館の床は、スポーツ靴を履いて使用することを本義としており、ために、基礎コンクリートの上に直接、大引（おおびき）、根太（ねだ）を組み、その上に床板を敷きます。素足を旨とする武道の稽古にとっては足腰への負担がおおきくなります。このため漱玉館道場は、木造の日本家屋のように基礎の上に50cmほどの東柱（つかばしら）を立て、その上で大引（おおびき）、根太（ねだ）を組んで床板を敷いています。さらに、日本家屋では大引（おおびき）、根太（ねだ）の交差する位置に東柱（つかばしら）を立てますが、当道場の東柱（つかばしら）は寺院の本堂などと同様にクッショニ性を高めるため、東柱（つかばしら）はこの交差する位置から外して立てています。

道場の床材も柔らかく、足に優しい秋田杉で設えています。